

## 土砂災害にかかるハザードマップ作成に係る財政支援 制度の拡充について

災害危険箇所を住民に周知するため、洪水及び土砂災害ハザードマップの作成が法律により義務付けられています。しかし、合併等による市町村の区域の変更や県による土砂災害警戒区域等の指定や地域防災計画の見直しなどにより、随時、ハザードマップの更新が必要となるため、その経費について国、県の財政支援制度の拡充を要望します。